

北九州市特別養護老人ホーム特例入所取扱要領

第1 方針

北九州市に設置された全ての特別養護老人ホーム（以下、「施設」という。）は、介護保険法及び介護保険法施行規則、並びに「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」に基づき、公平且つ適正に特例入所の事務を行うと同時に、常に申込者及び入所者の立場に立って支援を行う。

第2 特例入所対象者

「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成26年12月12日付老高発1212第1号）」に基づき「北九州市特別養護老人ホーム入所指針」（以下、「指針」という。）に定める平成27年4月1日以降に入所する特例入所対象者の各要件における解釈は次のとおりとする。

1 指針2（1）に定める「認知症である者」

最新の介護保険認定調査票又は認定時の主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上であること

2 指針2（2）に定める「知的障害・精神障害等」

療育手帳または精神障害者福祉手帳所持者であること（等級は問わない）

3 指針2（3）に定める「家族等による虐待が疑われること」

市の機関、地域包括支援センター、医療・介護事業者、民生委員、地域住民等、第三者が客観的に判断し、虐待が疑われるものであること

4 指針2（4）に定める「家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること」

独居又は同居家族等が高齢、疾病、就業、他家族構成員の介護、育児により介護が困難であり、居宅サービス等の拒否や居宅サービスを利用しても安全性や経済的理由等から不十分であること

第3 申込手続き

特例入所対象者は、改正後の特別養護老人ホーム利用申込書に、特例要件に該当することを証明する次の書類を添えて、第1希望の施設に申し込むこととする。

1 指針2（1）に定める「認知症である者」

なし

2 指針2（2）に定める「知的障害・精神障害等」

療育手帳、精神障害者福祉手帳のコピー

3 指針2（3）に定める「家族等による虐待が疑われること」

第三者による申立書（虐待の状況、生活状況等がわかるもの）

4 指針2(4)に定める「家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること」

なし

ただし、平成27年7月31日までは、改正後の特別養護老人ホーム利用申込書に替えて、改正前の特別養護老人ホーム利用申込書及び別紙1「申込書別紙」で申し込むこととする。

第4 判定までの手続き

1 保険者市町村との協議

要介護1又は2の方を入所対象者とする場合は、入所判定及び入所検討会議前に対象者の保険者である市町村に協議する。協議に当たっては、平成27年7月31日までは、全ての保険者との協議において別紙2「特例入所申込受付報告書兼協議書」を使用する。

2 入所判定

要介護1又は2で特例要件に該当しない方については、待機者（入所判定の対象）とせず、別に管理する。

第5 各施設間の連携

特例要件に該当・非該当いずれになるかの判断は、第1希望の施設で作業を行うが、各施設間において、指針の目的を達成するために、連絡及び情報提供を密に行ない、一層の連携に努めること。